８　月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

〒５５５－００２４
大阪市西淀川区野里１－１２－２０ハイツ守山 202
世古年幸税理士事務所
代表　税理士　世古年幸

ＴＥＬ　０６－６４７７－７８９０
ＦＡＸ　０６－６４７７－７８９７
メール　info@seko-tax.com
ホームページ　https://www.seko-tax.com/

1　ごあいさつ

今月、事務所便り第 121 号を発行させていただきます。
昼間が非常に暑いので、昨年からこの季節には日傘を使うようになりました。仕事で昼間に外出する機会も多くなるでしょうから、日傘などの対策をとるなどして体調を崩さないように気をつけてください。

まことに勝手ではございますが、丙事務所のお盆休みを下記の通りとさせていただきます。

【お盆休業期間】
令和５年８月 11 日（金）～15 日（火）
【お盆休業期間中のお問い合わせ】
メール（info@seko-tax.com）またはホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。

今月は丹波篠山市の玉水ゆり園に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、*間もなく始まるインボイス制度 Q&A　について、*　を書いております。
皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

（写真は、玉水ゆり園で撮影した写真です）

2　間もなく始まるインボイス制度 Q&A　について

10 月からインボイス制度が始まります。基本的事項を含め、実務で重要となる点を Q&A 形式で取り上げさせていただきます。

1　インボイス制度の基本となるポイントを教えてください。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、仕入税額控除の要件として原則、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）から交付を受けた適格請求書（インボイス）の保存が必要となることが重要となります。

インボイスを交付するには、インボイス発行事業者としての登録をすることが必要で、課税事業者に限ら

れます。インボイス発行事業者は、国内で課税資産の譲渡等の取引を行った場合、課税事業者である取引先からインボイスの交付を求められた際には、インボイスを交付することが義務となります。

インボイスとは、取引に係る消費税額等やインボイス発行事業者の登録番号等の一定事項を記載した書類をいいます。

インボイスの記載事項を改めてご紹介しておきます。

インボイスの記載事項	
①	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②	課税資産の譲渡等を行った年月日
③	課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容および軽減対象資産の譲渡等である旨）
④	課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
⑤	税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額）
⑥	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

＊インボイス制度開始前に上記①～⑥が発行する請求書や領収書に記載できているかどうかご確認をお願いいたします。

（写真は、玉水ゆり園で撮影した写真です）

2　制度開始の R5 年 10 月 1 日までに登録番号等の通知が来なかった場合、インボイスの対応はどうしますか。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付します。若しくは、取引先に対して通知を受けるまで暫定的な請求書を交付し、通知後に改めてインボイスとして交付しなおすといった対応が考えられます。

事前に暫定的な請求書を交付する場合、後日、その請求書との関連性を明らかにした上で、インボイスの記載事項（登録番号等）として不足する事項を通知する対応も認められます

＊現時点でインボイス制度への届出書を書面で提出すると発行通知書が届くまで 1 か月半程度かかっているようですので、書面で提出する場合には出来るだけ早めに提出されることをお勧めいたします。

（写真は、玉水ゆり園で撮影した写真です）

3　インボイス登録後に基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下になると免税事業者になりますか。

課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の場合は原則、免税事業者となります。ただし、インボイス発行事業者は、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下になっても免税事業者となりません。

＊「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出すれば、免税事業者になることができます。

4　インボイスと簡易インボイスの違い、簡易インボイスを交付できる事業の種類を教えてくださ

い。

簡易インボイスでは、インボイスの記載事項のうち、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」が不要です。また、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載でよいことになります。

簡易インボイスを交付できる事業は次のとおりです。

① 小売業
② 飲食店業
③ 写真業
④ 旅行業
⑤ タクシー業
⑥ 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限ります。）
⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

上記の①から⑤までの事業では、「不特定かつ多数の者に対するもの」という限定はないため、例えば、小売業として行う課税資産の譲渡等は、その形態を問わず、簡易インボイスを交付できます。また、「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、個々の事業の性質により判断します。

たとえば、「資産の譲渡等を行う者が資産の譲渡等を行う際に相手方の氏名又は名称等を確認せず、取引条件などをあらかじめ提示して相手方を問わず広く資産の譲渡等を行うことが常態である事業」、「事業の性質上、事業者がその取引において、氏名等を確認するものであったとしても、相手方を問わず広く一般を対象に資産の譲渡等を行っている事業」が該当します。

＊ 簡易インボイスの記載事項は、前頁の「インボイスの記載事項」のうち①～③は同じ、④が、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」、⑤が、「税率ごとに区分した消費税額又は適用税率」、⑥が不要となっています。

（写真は、玉水ゆり園で撮影した写真です）

5 インボイスを交付しなくてもよいときはありますか。

下記の「インボイス交付義務免除の取引」に示す各取引については、インボイスの交付が困難であるため、交付義務が免除される特例の対象となります。３万円未満の「公共交通機関特例」は、船舶、バス、鉄道の旅客の運送が対象で、航空機は対象外です。

３万円未満の「自動販売機特例」の対象には、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のATM による手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスのように、機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当します。小売店内に設置されたセルフレジ、コインパーキング（不特定多数の者に対する駐車場業として簡易インボイス交付可能）や自動券売機、ネットバンキングは同特例の対象外です。

インボイス交付義務免除の取引	
①	３万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
②	出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
③	生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）

④	３万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
⑤	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

（写真は、玉水ゆり園で撮影した写真です）

６　インボイスはいつから交付する必要がありますか。

R5 年 10 月 1 日以後の取引（課税資産の譲渡等）から、インボイス発行事業者は買手の求めに応じてインボイスを交付する義務があります。

例えば、機械装置の販売において、インボイスを交付する売手が出荷基準により R5 年 9 月に課税売上を計上し、買手が検収基準により R5 年 10 月に課税仕入れを計上するといったように、売手と買手の売上及び仕入の計上時期が一致しないこともあります。この場合、売手からすると、インボイス制度開始前に行った取引（課税資産の譲渡等）であるため、その取引に係るインボイスの交付義務はありません。

買手からみると、売手における課税売上の計上時期（課税資産の譲渡等の時期）が R5 年 10 月 1 日以後となる取引から、仕入税額控除を適用するためにインボイスの保存が必要となります。

なお、インボイス制度開始前に、現行の区分記載請求書等に登録番号等を記載して交付しても問題ありません。

＊　10 月 1 日からインボイスを交付すればいいのですが、インボイスの準備が出来ているのなら早めに登録番号を記載することをお勧めします。

【参考文献】

・週刊税務通信№3761　「これだけは知っておきたいインボイス制度 Q&A①」

・週刊税務通信№3762　「これだけは知っておきたいインボイス制度 Q&A②」

3　編集後記

奈良国立博物館で開催されている「聖地　南山城　－奈良と京都を結ぶ祈りの至宝－」に行ってきました。

下の写真は、なら仏像館で展示されていた仏像です。展示されている仏像のうち写真撮影が可能な仏像がありましたので、撮影させていただきました。

展示数が多かったので、とても見応えがありました。まだ開催中ですので、ご興味があれば行ってみられてはいかがでしょうか。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。